

政令第二百六十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十九号の三を第十九号の四とし、第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 一ードデシルグアニジニウムIIアセタート（別名ドジン）及びこれを含むもの製剤。ただし、

一ードデシルグアニジニウムIIアセタート六五%以下を含むものを除く。

第二条第一項第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 三ー（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含むもの製剤。ただし、三ー（アミノメチル）

ベンジルアミン八%以下を含むものを除く。

第二条第一項中第十四号の六を第十四号の七とし、第十四号の二から第十四号の五までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　〇―エチル〓S―プロピル〓〔(二E)―二―(シアノイミノ)―三―エチルイミダゾリジン  
――イル〕ホスホノチオアート(別名イミシアホス)及びこれを含む製剤。ただし、〇―エチル  
〓S―プロピル〓〔(二E)―二―(シアノイミノ)―三―エチルイミダゾリジン――イル〕ホスホ  
ノチオアート・五%以下を含むものを除く。

第二条第一項第三十二号中(148)を(149)とし、(48)から(147)までを(49)から(148)までとし、(47)の次に次のように加える。

- (48)　(E)―二―(二―(四―シアノフェニル)――)〔三―(トリフルオロメチル)フェニル〕エチ  
リデン〕―N―〔四―(トリフルオロメトキシ)フェニル〕ヒドラジンカルボキサミドと(Z)―二―  
―(二―(四―シアノフェニル)――)〔三―(トリフルオロメチル)フェニル〕エチリデン〕―N―  
―〔四―(トリフルオロメトキシ)フェニル〕ヒドラジンカルボキサミドとの混合物( (E)―二―  
―(二―(四―シアノフェニル)――)〔三―(トリフルオロメチル)フェニル〕エチリデン〕―N―  
〔四―(トリフルオロメトキシ)フェニル〕ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含むし、かつ、  
(Z)―二―(二―(二―(四―シアノフェニル)――)〔三―(トリフルオロメチル)フェニル〕エチリ  
デン〕―N―〔四―(トリフルオロメトキシ)フェニル〕ヒドラジンカルボキサミド一〇%以下を含

有するものに限る。）（別名メタフルミゾン）及びこれを含む製剤

第二条第一項中第七十二号の二を第七十二号の三とし、第七十二号の次に次の一号を加える。

七十二の二 一ドデシルグアニジニウムⅡアセタート（別名ドジン）六五%以下を含む製剤

第二条第一項第七十九号を次のように改める。

七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ バリウムⅡ四―（五―クロロ―四―メチル―二―スルホナトフェニルアゾ）―三―ヒドロキシ―二

―ナフトアート

ロ 硫酸バリウム

## 附 則

### （施行期日）

1 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第七十九号の改

正規定は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第十九号の三並びに第二条第一項第四号の四、第十四号の二及び第七十二号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでい  
る者が引き続き行う当該営業については、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、  
第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年十一月三十日ま  
では、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び  
第二項の規定は、適用しない。